

三原市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和8年2月25日(水) 午後2時00分

場所 三原市役所3階 会議室301・会議室302

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員17名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	—	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	—	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	15番	山口 龍子
19番	兼光 一美	18番	井長 哲		

欠席委員

4番	林 壽彦	8番	武郷 勝巳
----	------	----	-------

3. 議事録署名人

7番	平木 時治	19番	兼光 一美
----	-------	-----	-------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 長里 奉慶 主任 関友 健介
農林水産課 主査 茂見 鉄平

5. 審議事項

第6号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第7号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第8号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第9号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第10号議案	農地法転用許可条件の履行延期承認申請について
第11号議案	非農地証明申請について
第12号議案	農用地利用集積等促進計画案について
第13号議案	地域計画の策定について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は17名中、15名で定足数に達しておりますので、第2回総会は成立しております。なお、4番 林委員、8番 武郷委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、7番 平木委員、19番 兼光委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。

議事日程は、日程第1を第6号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第7第12号議案から日程第8第13号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

- 議 長 日程第7 第12号議案を上程します。
農用地利用集積等促進計画案について、三原市長からの依頼です。
第12号議案に係る、資料12の第1番から第104番について審議します。
本議案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により3回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 はじめに、資料の差し替えについてご案内いたします。
先日、議案とともにお送りした資料12につきまして、所有者の標記に一部誤りがございました。大変申し訳ありませんでした。本日お配りしている、資料12に「マル新」と標記があるものに差し替えて頂きますよう、お願いいたします。
それでは議案書13ページをご覧ください。第12号議案農用地利用集積等促進計画案について説明します。
この農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。
今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案書中段の地域別面積集計とおりで、全体で
合計104筆、面積150,618㎡が提出されています。
全体説明は以上です。
- 議 長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料12の第73番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
- ・ ・ ・ 委員退席 ・ ・ ・
- 議 長 担当者の説明を求めます。
- 事務局 資料12の3ページをご覧ください。
第73番は、大和町下徳良〇〇 1,095㎡について、〇〇を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
第73番の説明は以上です。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- ・ ・ ・ 「質疑なし」の声あり ・ ・ ・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は、入室してください。
- ・ ・ ・ 委員入室 ・ ・ ・
- 議 長 続いて、資料12の第90番から第93番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
- ・ ・ ・ 委員退席 ・ ・ ・
- 議 長 担当者の説明を求めます。
- 事務局 資料12の4ページをご覧ください。
第90件から第93件は、大和町大草〇〇 ほか3筆 面積8,175㎡について、農事組合法人〇〇を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。

第 90 件から第 93 件についての説明は以上です。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、先ほど審議した議事参与の制限の案件を除く、残りの案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 資料 12 の 1 ページから 5 ページをご覧ください。
先程審議した案件を除く、第 1 件から第 104 件について説明します。
三原地域から小坂町〇〇 ほか 21 筆 面積 37,203 m²
本郷地域から本郷町船木〇〇 ほか 14 筆 面積 13,954 m²
久井地域から久井町下津〇〇 ほか 27 筆 面積 24,430 m²
大和地域から大和町上徳良〇〇 ほか 33 筆 面積 65,761 m²
合計 99 筆 141,348 m²について農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料 12 に記載の通りです。
以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、第 12 号議案は全て原案のとおり承認されました。

議 長 次に、日程第 6 第 12 号議案を上程します。
地域計画の変更について、三原市長からの諮問です。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 14 ページをご覧ください。第 13 号議案 地域計画の変更について説明します。

三原市では、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づき、令和 7 年 3 月 31 日付けで市内 19 地区で地域計画を策定しました。

今回は、令和 7 年度中の農地の権利移動や利用権設定の実績に基づき、地域計画を変更するため、農業委員会の意見を求めるものです。

資料 13 の 1 ページをご覧ください。

19 地区の農地面積や地域内の農業を担う者について記載しています。こちらの資料は、農地面積や、認定農業者及び利用者の経営面積や集積率など、地域ごとの状況をまとめたものです。

なお、本年度から中間管理機構を通じて利用権の設定を行った利用者についても、地域計画と目標地図に位置付ける必要があるため、利用者数や農地面積を集計し、集積面積に加えています。

続いて2ページから5ページをご覧ください。

こちらの資料は、地域内の農業を担う者の一覧を地域ごとに記載しています。地域内の農業を担う者には、三原市の認定農業者および農地中間管理機構を通じて利用権を設定した者を記載し、目標地図に位置付けています。

なお、このたび、関係機関への意見聴取として、農地中間管理機構、ひろしま農業協同組合、沼田東土地改良区、深見土地改良区、神田土地改良区にも意見聴取を行っています。

各関係機関及び本日の当該議案において、原案のとおり変更することに異議のない旨のご意見をいただきましたら、3月10日頃を目途に、地域計画の案の公告を行い、2週間の縦覧を経て、3月末に地域計画の変更公告を行う予定です。

以上で地域計画変更にかかる意見聴取について説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
地域計画の変更について、異議がない旨、回答することに賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。
よって、地域計画の変更について、異議がない旨、三原市長へ回答することに決定しました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長

次に、日程第1 第6号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第9件から第21件を審議します。
本議案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により3回に分けて審議します。
はじめに、第11件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページをご覧ください。
第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請 第11件 について説明します。
第11件は、〇〇から宗郷5丁目の農事組合法人〇〇が、沼田東町片島〇〇外3筆 地目：田 合計5,252㎡について、相手方の要望を受け、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
本件は、譲受人が農地所有適格法人の要件に全て適合しており、他の農地法第3条の許可要件も満たしています。
第11件の説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議 長

補足説明等ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 ○○番委員は、入室してください。

 . . . 委員入室 . . .

議 長 続いて、第 17 件を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

 . . . 委員退席 . . .

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページをご覧ください。
第 17 件は、○○から、本郷町南方の○○が、本郷町南方○○ 地目：田 218 m²を、相手方の要望を受けて譲り受け、耕作管理するものです。
本件は、農地法第 3 条の許可要件を満たしています。
第 17 件の説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

事務局 本日 4 番委員が欠席のため事務局から報告します。第 17 件について、2 月 19 日に 4 番委員と 29 番農地利用最適化推進委員が現地確認を行い、譲受人は農業経験豊富であり問題無いとの意見が附された現地確認書が提出されています。

議 長 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

 . . . 「質疑なし」の声あり . . .

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
○○番委員は、入室してください。

 . . . 委員入室 . . .

議 長 続いて、先ほど審議した議事参与の制限の案件を除く、残りの案件について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 説明に先立ちまして、申請の取下がありますので説明します。
第 13 件について、申請者から、申請地番錯誤のため、当該申請を取り下げるとの申出がありました。なお、本日配布している農地法関係諸証明事務等についての 3 ページにその旨を掲載しております。つきましては、議案から削除をお願いします。それでは説明いたします。
議案書 1 ページをご覧ください。
第 9 件は、○○から東広島市の○○が、小坂町○○ 地目：畑 284 m²について、申請地近隣に実家があり、相手方の要望を受けて譲り受け、耕作管理するものです。
第 10 件は、○○から沼田東町の株式会社○○が、沼田東町七宝○○外 3 筆 地目：田 合計 5,465 m²について、現在も耕作しており、法人の事業所からも近いことから、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
譲受人は農地所有適格法人の要件に全て適合しています。
第 12 件は、○○から明神 3 丁目の○○が、沼田東町末光○○外 1 筆 地目：田 合計 554 m²について、相手方の要望を受けて譲り受け、新規就農するものです。
第 14 件は、○○から沼田西町の○○が、沼田西町小原○○ 地目：田 1,060 m²について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 15 件は、○○から幸崎渡瀬の○○が、幸崎渡瀬○○外 1 筆 地目：畑 合計 425 m²につ

いて、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第16件は、〇〇から本郷南5丁目の〇〇が、本郷町船木〇〇外1筆 地目：田 合計264㎡について、現在も譲渡人と共に耕作しており、生前贈与を受けて引き続き耕作するものです。

第18件は、〇〇から須波ハイツ3丁目の〇〇が、久井町泉〇〇外1筆 地目：田 合計201㎡について、申請地に隣接する住宅を取得して周辺農地を耕作しており、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第19件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町蔵宗〇〇 地目：田 774㎡について、相手方の要望を受けて譲り受け、耕作管理するものです。

第20件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町平坂〇〇 地目：田 1,533㎡について、現在も耕作しており、相手方の要望を受けて譲り受け、引き続き耕作するものです。

第21件は、〇〇から大和の〇〇が、大和町和木〇〇外1筆 地目：田 合計335㎡について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

19番

第12件について、当該申請地2筆は、当初前回第1回定例総会の第4号議案第1件として非農地証明を申請されていました。申請に係る現地確認を、24番農地利用最適化推進委員と実施したところ、当該申請地2筆は現況農地であり、非農地証明は出来ないと判断しました。また近所で、当該申請地2筆は7年くらい前までは耕作をしていたと聞き取りをしたため、あわせて事務局へ報告しました。その後、第1回定例総会の第4号議案第1件は取り下げられ、この度改めて農地法第3条の規定による許可申請されたものです。

10番

第14件について、事務局から農業経営規模拡大のため譲り受けるとの説明がありましたが、現実には従来から譲受人が当該地を耕作しており、自己所有地として耕作管理をおこなうということを、現地確認において譲受人と確認しておりますので、できれば訂正頂きたいと思えます。

事務局

第14件の譲受人理由を補足説明を頂いたように訂正いたします。

事務局

本日8番委員が欠席のため事務局から報告します。第9件について、2月18日に22番農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。譲受人が頻繁に帰省しているという実家と申請地は近隣で通作可能あり、畑として管理されていることを確認し、問題無いとの意見が附された現地確認書が提出されています。

議長

補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

13番を除く本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、農地法第3条の規定による許可申請については、13番を除き、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、日程第2 第7号議案を上程します。

農地法第4条の規定による許可申請について、第1件から第2件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書4ページをお開きください。第7号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第1件は、〇〇が、本郷町本郷〇〇ほか3筆 地目：田 合計 477 m²(東本通区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇ほか3筆 合計 374.06 m²)について、宅地に転用するもので、内容は、共同住宅2棟、駐車場15区画です。

第2件は、〇〇が、大和町下徳良〇〇ほか3筆 地目：畑 合計 90.56 m²について、墓地及び道路に転用するもので、内容は墓石10基、灯籠3基、水槽1基、道路です。

摘要欄に記載の併用地畑1筆の農地転用については、この後、第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請第11件においてご審議いただきます。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を墓地及び道路に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

申請地の農地区分は、第1件が第3種農地で、第2件が第2種農地です。

許可基準は、第1件が、農地法第4条第6項第1号ロ(1)、市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可するに該当します。第2件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第4条第6項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められることに該当します。

なお、第2件について、前回第1回定例総会で、農振農用地区域からの除外は妥当と可決されており、令和8年3月中に除外見込みです

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

事務局

本日4番委員が欠席のため事務局から報告します。第1件について現地確認書を事務局で受領しており、特に補足意見はなく、問題ない旨を確認しております。

議 長

補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第3 第8号議案を上程します。

転用許可後の事業計画変更承認申請について、第2件から第4件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書5ページから6ページをお開きください。第8号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第2件から第4件は、当初、株式会社〇〇が、令和7年5月23日付で分譲宅地として農地法第5条許可を受けた土地について、この度、本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇)を、〇〇が購入、本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇)を、〇〇が購入、本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇)を、〇〇が購入し、住宅を建築することとなりましたが、土地区画整理事業施行中により、地目変更が行えないため、事業計画を変更し、改めて農地転用許可申請を行うものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請第5件から第7件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第4 第9号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第4件から第12件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページから8ページをご覧ください。第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第4件は、〇〇から、株式会社〇〇が、八幡町野串〇〇 地目：田 1,040 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル159枚、8棟、発電量49.5kW規模です。

第5件から第7件は、先ほど第8号議案の第2件から第4件において事業計画変更をご審議いただいた件で、株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 206 m²(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇 131.92 m²)を、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 231 m²(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇 148.20 m²)を、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 219 m²(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇 140.48 m²)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、各件住宅1棟、駐車場3区画です。

第8件は、株式会社 〇〇から、有限会社〇〇が、本郷町本郷〇〇ほか1筆 地目：田 合計473 m²、(東本通土地区画整理事業区域内仮換地〇〇街区〇〇-〇〇 ほか1筆 合計438.83 m²)について、所有権の移転を受け、宅地造成に転用するもので、内容は、宅地1区画です。

第9件は、〇〇氏から、〇〇株式会社が、本郷南2丁目〇〇ほか2筆 地目：田 合計1,817 m²について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、分譲住宅7棟、駐車場14区画、進入路です。

第10件は、〇〇から、〇〇が、大和町下徳良〇〇ほか1筆 地目：畑 合計105 m²について、所有権の移転を受け、墓地に転用するもので、内容は墓石1基、法名碑1基、灯籠2基です。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を墓地に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第11件は、〇〇から、〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目：畑 12 m²について、所有権の移転を受け、墓地に転用するもので、内容は墓石10基、灯籠3基、水槽1基です。

摘要欄に記載の併用地畑2筆の農地転用については、第7号議案 農地法第4条の規定による許可申請第2件においてご審議いただいております。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を墓地に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第12件は、〇〇から、〇〇が、大和町萩原〇〇 地目：田 424 m²について、使用貸借権を設定し、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第4件及び第10件、第11件が第2種農地で、第12件が第1種農地、その他の案件は第3種農地です。

許可基準については、第4件及び第10件、第11件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められることに該当します。

第12件は、第1種農地の不許可の例外規定、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

その他の案件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)、市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可するに該当します。

なお、農振区分が農振農用の第10件から第12件は、前回第1回定例総会で、農振農用地区域からの除外は妥当と可決されており、令和8年3月中に除外見込みです。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足

説明があれば、挙手の上、発言してください。

事務局 本日４番委員が欠席のため事務局から報告します。第５件から第９件までについて現地確認書を事務局で受領しており、特に補足意見はなく、問題ない旨を確認しております。

議長 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 ないようなので、これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、第１２件については、農地法第５条第３項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、許可されることに異議ありませんの回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第５ 第１０号議案を上程します。
農地法転用許可条件の履行延期承認申請について、第１件から第４件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書９ページをお開きください。第１０号議案 農地法転用許可条件の履行延期承認申請について説明します。

第１件は、〇〇株式会社から申請のあった、農業用倉庫、残材置場、駐車場の転用許可に係る履行延期申請です。

本案件は、令和６年１１月２８日付けで転用許可を受けた、大和町大具〇〇の一部ほか３筆 地目：田 合計 7,568 ㎡の内 2,007 ㎡について、倉庫の仕様の決定が遅れていることにより工事着手が遅れ、期限内の完了が困難となったため、履行延期承認申請を提出されたものです。

履行延期期限は、令和８年１０月３１日までです。

第２件及び第３件は〇〇株式会社から申請のあった、太陽光発電施設の転用許可に係る履行延期申請です。

第２件は、令和６年１２月２４日付けで転用許可を受けた、小坂町〇〇 地目：畑 914 ㎡、第３件は第２件と同日で転用許可を受けた、本郷町船木〇〇ほか１筆 地目：田 合計 1,714 ㎡について、太陽電池に使用するシリコン部材が不足し、製造が遅延していることから、本案件の工期を延期せざるを得なくなったため、履行延期承認申請を提出されたものです。

履行延期期限は、第２件が令和８年５月２８日、第３件は令和８年５月１９日までです。

第４件は、〇〇から申請のあった、駐車場の転用許可に係る履行延期申請です。

本案件は、併用地である大和町下徳良〇〇の拡張箇所である大和町下徳良〇〇 地目：田 38 ㎡について、申請人が営んでいる飲食業が多忙により、駐車場への土砂搬入、整地等の施工に遅れが生じていることから、本案件の工期を延期せざるを得なくなったため、履行延期承認申請を提出されたものです。

履行延期期限は、令和８年１２月３１日までです。

農地法転用許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は挙手願います。

- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第 6 第 11 号議案を上程します。
非農地証明申請について、第 3 件から第 7 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 10 ページをご覧ください。第 11 号議案 非農地証明申請について説明します。
第 3 件は、〇〇から、沼田東町片島〇〇 地目：畑 514 ㎡について、昭和 52 年に住宅を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。
第 4 件は、〇〇から、沼田東町末光〇〇外 17 筆 地目：田 7 筆、畑 11 筆 合計 5,271 ㎡について、昭和 55 年頃から耕作放棄し、現況：山林及び原野として、申請されています。
第 5 件は、〇〇から、幸崎能地 5 丁目〇〇外 2 筆 地目：畑 合計 373 ㎡について、平成 17 年頃から耕作放棄し、現況：原野として、申請されています。
第 6 件は、〇〇から、鷺浦町須波〇〇外 2 筆 地目：畑 合計 4,113 ㎡について、平成 17 年頃から耕作放棄し、現況：山林及び原野として、申請されています。
第 7 件は、〇〇から、久井町下津〇〇638-1 外 1 筆 地目：田 合計 2,756 ㎡について、平成 17 年頃から耕作放棄し、現況：原野として、申請されています。
申請地の農地区分は、第 6 件のうち鷺浦町須波 2226-2 が第 1 種農地で、その他は全て第 2 種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 11 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 2 件
○取下願 1 件
- 事務局 2 その他
○今後の日程
令和 8 年第 3 回定例総会 3 月 25 日(水) 午後 2 時
- 議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 59 分

令和 8 年 3 月 25 日

議事録署名者

同 上